

## 住民投票に関する事項について(案)

### ○ 住民投票の発議以降の流れについて

#### ① 住民投票にかかる発議について

##### ア) 住民発議の場合

- ・ 住民投票の請求代表者(発議者は公職選挙法に準じる者)により、住民投票請求の申請(署名前)が出された場合、市長は請求内容の形式的要件審査を行い、当該申請を受理する。  
(請求には、住民投票に付すべき内容と、投票資格者の要件に関する希望も明記するものとする)
- ・ 市長は第三者機関に対し、請求内容の審議を意見照会する。  
(審議内容:請求内容が法的に問題ないか、投票資格者の要件設定をどうするか)
- ・ 第三者機関は、市長に、審議結果を意見具申する。
- ・ 市長は、第三者機関の意見具申を尊重し、住民投票の実施の可否について決定する。

##### イ) 市長発議の場合

- ・ 市長発議の後に、市長は第三者機関に意見聴取し、その意見を尊重したうえ、住民投票の実施を決定する。

##### ウ) 議会発議の場合

- ・ 一定数の議員の提案をもとに議決された場合、市長は第三者機関に意見聴取し、市長は住民投票の実施を決定する。

#### ② 第三者機関が審議する内容について

- ・ 住民投票請求代表者から請求された内容が、法的に問題がないかどうか。
- ・ 住民投票の投票資格者の要件に関する希望が適切かどうか。

#### ③ 第三者機関を構成する「有識者」の検討

### ○ 投票資格者とは誰か(年齢要件・国籍要件)

- ・ 発議者、投票資格者とも、基本的には公職選挙法に準じて、20歳以上の日本国籍を有するものとする。

ただし、住民投票の請求代表者は、請求内容に、投票資格者の要件を明記し、第三者機関において、その要件の妥当性を審議するものとし、最終的に市長が決定する。

### ○ 住民投票の発議に必要な住民の署名数、議員の提案数等をどうするか

- ・ 住民発議の必要署名要件

草津市自治体基本条例の検討段階では、投票資格者の1/5という割合が提案されていた。

理由: 地方自治法の直接請求の10倍  
有権者の2割  
リコール要件よりも低い設定

- ・ 議会発議の必要要件
  - ① 提案要件  
(例 1 / 1 2 議員の議案提出の際の基準 など)
  - ② 議決要件  
(例 過半数、2 / 3 など)

### ○ 住民投票の手法について

- ・ 住民投票制度自体が拘束型ではなく諮問型であるということから、郵送によるアンケート等の柔軟な手法も検討することとなっている。
- ・ ただ、公明性・適正性の観点に基づくならば、投票行為自体は、公職選挙法に基づくことが望ましいと考えられる。
- ・ 郵送による手法は、市民参加の一つの方法として行うことも考えられる。

### ○ 住民投票の設問形式について

- 住民投票に諮る設問方法や選択肢の数について検討する必要がある。  
(二者択一式・複数選択式)

### ○ 住民投票の実施時期や投票運動について

- ・ 住民投票の実施時期を選挙と同日にするのか否か
- ・ 投票運動について制限を設けるか否か